春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例(平成17年条例第9号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条

(2)

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約 (以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,800円を超える場合には、15,800円)の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供 給に関する契約である場合 当該契約に基 づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料 の代金(当該選挙運動用自動車(これに代 わり使用される他の選挙運動用自動車を含 む。)が既に前条の規定による届出に係る 契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合 算して、7,560円に当該候補者につき法第86 条の4第1項、第2項、第5項、第6項又 は第8項の規定による候補者の届出のあっ た日から当該選挙の期日の前日(法第100条 第4項の規定により投票を行わないことと なったときは、その事由が生じた日。第6 条において同じ。)までの日数から前号の 契約が締結されている日数を除いた日数を 乗じて得た金額に達するまでの部分の金額 であることにつき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、 委員会が確認したものに限る。)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)

第4条

(2)

- ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入契約 (以下「自動車借入契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が15,300円を超える場合には、15,300円)の合計金額
- イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供 給に関する契約である場合 当該契約に基 づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料 の代金(当該選挙運動用自動車(これに代 わり使用される他の選挙運動用自動車を含 む。)が既に前条の規定による届出に係る 契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合 算して、7,350円に当該候補者につき法第86 条の4第1項、第2項、第5項、第6項又 は第8項の規定による候補者の届出のあっ た日から当該選挙の期日の前日(法第100条 第4項の規定により投票を行わないことと なったときは、その事由が生じた日。第6 条において同じ。)までの日数から前号の 契約が締結されている日数を除いた日数を 乗じて得た金額に達するまでの部分の金額 であることにつき、委員会が定めるところ により、当該候補者からの申請に基づき、 委員会が確認したものに限る。)

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第9条 市は、候補者(前条の規定による届出を第9条 市は、候補者(前条の規定による届出を

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契 約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金 額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価7円51銭に当 該選挙運動用ビラの作成枚数(当該長の候補者 を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数 の範囲内のものであることにつき、委員会が定 めるところにより、当該長の候補者からの申請 に基づき、委員会が確認したものに限る。)を 乗じて得た金額を、第7条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づ き、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額)

成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人 について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚 数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に 定める枚数を超える場合には、同号に定める枚 数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第13条 市は、候補者(前条の規定による届出を|第13条 市は、候補者(前条の規定による届出を した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契 約の相手方であるポスター作成業者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成された選 挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当 該作成単価が525円6銭に当該選挙が行われる区 域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金 額に310,500円を加えた金額を当該選挙が行わ れる区域におけるポスター掲示場の数で除して 得た金額(1円未満の端数がある場合には、そ の端数は、1円とする。以下「単価の限度額」 という。)を超える場合には、当該単価の限度 額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当 該候補者を通じて当該選挙が行われる区域にお けるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に基づ き、委員会が確認したものに限る。) を乗じて 得た金額を、第11条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限 り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、 当該ポスター作成業者に対し支払う。

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契 約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金 額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運 動用ビラの1枚当たりの作成単価7円30銭に当 該選挙運動用ビラの作成枚数(当該長の候補者 を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数 の範囲内のものであることにつき、委員会が定 めるところにより、当該長の候補者からの申請 に基づき、委員会が確認したものに限る。)を 乗じて得た金額を、第7条後段において準用す る第2条ただし書に規定する要件に該当する場 合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づ き、当該ビラ作成業者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作 成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人 について、7円30銭に選挙運動用ビラの作成枚 数(当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に 定める枚数を超える場合には、同号に定める枚 数)を乗じて得た金額とする。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

した者に限る。)が同条の契約に基づき当該契 約の相手方であるポスター作成業者に支払うべ き金額のうち、当該契約に基づき作成された選 挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当 該作成単価が510円48銭に当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た 金額に301,875円を加えた金額を当該選挙が行 われる区域におけるポスター掲示場の数で除し て得た金額(1円未満の端数がある場合には、 その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」 という。)を超える場合には、当該単価の限度 額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当 該候補者を通じて当該選挙が行われる区域にお けるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定め るところにより、当該候補者からの申請に基づ き、委員会が確認したものに限る。) を乗じて 得た金額を、第11条後段において準用する第2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限 り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、 当該ポスター作成業者に対し支払う。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の春日部市選挙運動費用の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。